

第2回農業委員会総会
参考資料

農業経営基盤強化の促進に関する
基本的な構想について

開催日 平成26年8月8日

農業経営基盤強化促進基本構想の見直しの概要

1 見直しの根拠

農業の構造改革を推進するための農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する等の法律が平成26年4月1日付けで施行され、市町村農業経営基盤強化促進基本構想の一部変更が必要となりました。本町の基本構想は平成28年度に見直し予定であるため、法改正にかか
る部分のみ見直しを行います。

2 概要

- (1) 農地保有合理化法人制度廃止、農地中間管理機構創設による字句の修正
- (2) 農地中間管理機構が行う農地売買等事業などの特例事業の実施を追記
- (3) 青年等就農計画の認定を都道府県に代わり市町村で行うため、青年等が目標とすべき所得水準、労働時間の基本的考え方を追記
- (4) 青年等の就農促進について追記
- (5) 新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とする、営農類型ごとの農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する指標を追記

現 行	改 正 案	備 考
<p data-bbox="332 592 1196 762">農業経営基盤強化の促進に関する 基本的な構想</p> <p data-bbox="537 1094 991 1262">平成23年11月 上富良野町</p>	<p data-bbox="1623 592 2487 762">農業経営基盤強化の促進に関する 基本的な構想</p> <p data-bbox="1852 1094 2249 1262">平成26年7月 上富良野町</p>	

現 行	改 正 案	
<p>第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標</p> <p>1～2 【略】</p> <p>3 上富良野町農業の課題と方策</p> <p>町は、このような地域の農業構造の現状及びその見通しの下に、農業が職業として選択し得る魅力とやりがいのあるものとなるよう、将来（概ね10年後）の農業経営の発展の目標を明らかにし、経営規模の拡大や農業経営の複合化、多角化等の農業の六次産業化の取り組みなど、効率的かつ安定的で多様な農業経営を育成するとともに、農用地の面的集積を促進することとする。また、農業者が自ら作成した計画に基づき、経営改善に取り組んでいく認定農業者制度や経営管理能力及び対外信用力の向上等が期待できる農業経営の法人化を一層推進するとともに、経営主体としての実態を有する集落営農の組織化を推進することとする。</p> <p>具体的な経営の指標は、本町及びその周辺市町村において現に成立している優良な経営の事例を踏まえつつ、農業経営の発展をめざし農業を主業とする農業者が地域における他産業従事者並の生涯所得に相当する年間農業所得（1経営体当り概ね440万程度）、年間労働時間（主たる従事者1人当り概ね2000時間程度）の水準を実現できるものとし、またこれらの経営が本町農業生産の相当部分を担う農業構造を確立していくことを目指す。（年間農業所得には、<u>戸別所得補償制度</u>にかかる交付金を含む。）</p> <p>4 【略】 （新設）</p>	<p>第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標</p> <p>1～2 【略】</p> <p>3 上富良野町農業の課題と方策</p> <p>町は、このような地域の農業構造の現状及びその見通しの下に、農業が職業として選択し得る魅力とやりがいのあるものとなるよう、将来（概ね10年後）の農業経営の発展の目標を明らかにし、経営規模の拡大や農業経営の複合化、多角化等の農業の六次産業化の取り組みなど、効率的かつ安定的で多様な農業経営を育成するとともに、農用地の面的集積を促進することとする。また、農業者が自ら作成した計画に基づき、経営改善に取り組んでいく認定農業者制度や経営管理能力及び対外信用力の向上等が期待できる農業経営の法人化を一層推進するとともに、経営主体としての実態を有する集落営農の組織化を推進することとする。</p> <p>具体的な経営の指標は、本町及びその周辺市町村において現に成立している優良な経営の事例を踏まえつつ、農業経営の発展をめざし農業を主業とする農業者が地域における他産業従事者並の生涯所得に相当する年間農業所得（1経営体当り概ね440万程度）、年間労働時間（主たる従事者1人当り概ね2000時間程度）の水準を実現できるものとし、またこれらの経営が本町農業生産の相当部分を担う農業構造を確立していくことを目指す。（年間農業所得には、<u>経営所得安定対策</u>にかかる交付金を含む。）</p> <p>4 【略】</p> <p><u>5 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する目標</u></p> <p>(1) <u>新規就農の現状</u> 本町の新規就農者は近年、後継者等のUターン就農が増え平成25年の新規就農者は7人であるが過去5年間の平均は4人であり、町の基幹産業である農業の維持・拡大を図っていくため、<u>将来にわたって地域農業の担い手を安定的かつ計画的に確保していく必要がある。</u></p> <p>(2) <u>新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に関する目標</u></p> <p>(1)に掲げる状況を踏まえ、町は青年層に農業を職業として選択してもらえるよう、<u>将来（農業経営開始から5年後）の農業経営の発展の目標を明らかにし、新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保を図っていくものとする。</u></p> <p>① <u>確保・育成すべき人数の目標</u> <u>国が掲げる新規就農し定着する農業者を年間1万人から2万人に倍増するという新規就農者の確保・定着目標や北海道農業経営基盤強化促進基本方針に掲げられた年間900人の新規就農者及び220人の法人への新規雇用就農者の育成・確保目標を踏まえ、町においては年間4人の当該青年等の確保を目標とする。</u></p> <p>② <u>新たに農業経営を営もうとする青年等の労働時間・農業所得に関する数値目標</u> <u>自ら農業経営を開始しようとする青年等（法人の場合にあつては主たる従事者）の就農5年後における所得水準及び労働時間は、3に定めるものをおおむね達成することを目標とする。</u> <u>ただし、農外からの就農者や農家子弟のうち親から独立した経営を開始する者にあつては、経営が安定するまで時間を要することから、所得水準については、おおむね5割の達成を目標とする。</u></p> <p>(3) <u>新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた町の取組</u> <u>上記に掲げるような新たに農業経営を営もうとする青年等を育成・確保していくためには就農相談から就農、経営定着の段階まできめ細やかに支援していくことが重要である。そのため、就農希望者に対して、農地については農業委員会や農地中間管理機構による紹介、技術・経営面について</u></p>	<p>■ 制度改正に伴う名称の変更</p> <p>■ 法改正に伴う項目の追加</p>

第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標

【略】

(新設)

は農業改良普及センター、農業協同組合等が重点的な指導を行うなど、地域の総力をあげて地域の中心的な経営体へと育成し、将来的には認定農業者へと誘導していく。

第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標

【略】

第3 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標

第1に示したような目標を可能とする農業経営の指標として、現に本町及び周辺市町村で展開している優良事例を踏まえつつ、本町における主要な営農類型についてこれを示すと次のとおりである。

3 [新規就農者]

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
1 水稲 + 野菜	<作付面積等> 水稲 10.8 ha ウストマト 0.3 ha <経営面積> 11.1 ha (うち借地 2.8 ha)	<機械施設設備> トラクター(37PS) 1台 農用トラック(2t) 1台 育苗ウス(水稲用) 6棟 トマトウス(6×50m) 8棟 トラクタ(59ps) } 共同 田植機(8条) } 利用 自脱型コンバイン 稲刈り集機 <その他> ・良食味米の安定生産 ・無人ヘリコプターによる防除を作業委託 ・米乾燥調整施設の利用 ・トマトは促成栽培に比べ暖房コストが削減される半促成作型、長期取り(6~10月出荷)で高収量を確保し労働の季節偏差を縮小	・施設野菜を組み合わせた複合経営 ・パソコンによる経営計画、労務、財務、ほ場管理 ・作目別原価の把握と分析 ・市場動向に的確に対応した計画的生産・販売 ・ライスターミナル、野菜共選施設を利用し作業の効率化	<家族労働力> ・主たる従事者 1人 ・補助従事者 1人
2 畑作 専業	<作付面積等> ウストマト (促成) 0.1 ha (半促成) 0.3 ha (夏秋どり) 0.1 ha	<機械施設設備> トラクター(22PS) 1台 歩行型トラクター(3.7PS) 1台 軽トラック 1台 動力噴霧器 1台 栽培ウス 1台 <その他> ・トマトは3作型を組み合わせで所得の確保と労働の平準化を図る	・高収益野菜に特化し所得の確保 ・部会活動により生産技術の向上 ・共選施設、労働力支援組織の活用 ・パソコンによる経営計画、労務、財務、ほ場管理 ・原価の把握と分析 ・市場動向に的確に対応した計画的生産・販売	<家族労働力> ・主たる従事者 1人 ・補助従事者 1人

■法改正に伴う項目の追加

営農 類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
3 畑作 + 野菜	<作付面積等> 秋小麦 4.2 ha てん菜(移植) 3.5 ha 馬鈴しょ 4.2 ha 小豆 3.5 ha プロコラー 1.4 ha アスパガス 0.7 ha <経営面積> 17.5 ha	<機械施設設備> トラクター(59PS) 1台 トラクター(3.7PS) 1台 トラクタ(4tダンプ) 1台 総合播種機 1台 ポテプランター 1台 動力噴霧器 1台 ポテトハーベスター 1台 豆乾燥機 1台 作業・資材庫 1棟 トラクター(81ps) 豆用コンバイン ビート移植機 ビートハーベスター 全自動野菜移植機 <その他> ・4年輪作 ・麦の収穫、乾燥調製は利用組合及び米乾燥調製施設を利用 ・秋まき小麦収穫後に後作緑肥を栽培し土づくりを推進 ・プロコラーは、6～10月までの長期出荷作型	・中規模畑作地帯で露地野菜を導入した複合経営 ・露地野菜の作付で馬鈴しょの過作を回避 ・パソコンによる経営計画、労務、財務、ほ場管理 ・市場動向に的確に対応した計画的生産・販売	<家族労働力> ・主たる従事者 1人 ・補助従事者 1人
	<作付面積等> 牧草(採草) 43.2 ha 牧草(放牧) 14.7 ha <経営面積> 17.5 ha (うち借地 11.5 ha) 経産牛 48頭 育成牛 23頭 常時飼養頭数 71頭	<機械施設設備> 成牛舎 600㎡ 1棟 育成舎 210㎡ 1棟 機械庫 198㎡ 1棟 堆肥舎 318㎡ 1式 尿溜 250㎡ 1式 カブハッチ 7個 バルクーラー 4,800L 1台 パイラインミル 6台 1式 パンクリナー 1式 トラクター 2台 トラクタ(2tダンプ) 1台 ロールオーバー等牧草収穫機械 1式 <その他> 公共牧野を利用した育成牛管理	・集約放牧を取り入れた労働時間及び飼料費の削減 ・パソコンによる経営計画、労務、財務、ほ場管理 ・乳牛検定データの活用 ・飼養部門と飼料生産部門の損益・原価把握、分析 ・各種経営管理ツールを活用した経営改善 ・資金繰り表等による資金管理	<家族労働力> ・主たる従事者 1人 ・補助従事者 1人

第3 効率的かつ安定的な農業経営を営むものに対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項

- 1 効率的かつ安定的な農業経営を営むものに対する農用地の利用の集積に関する目標
 上記第2に掲げるこれらの効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標を将来の地域における農用地の利用に占めるシェアの目標として示すと、概ね次に掲げる程度とするとともに、効率的かつ安定的な農業経営における経営農地の面的集積の割合が高まるように努める。
 また、効率的かつ安定的な経営体における経営農地の面的集積の割合が高まるように努める。

第4 効率的かつ安定的な農業経営を営むものに対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項

- 1 効率的かつ安定的な農業経営を営むものに対する農用地の利用の集積に関する目標
 上記第2に掲げるこれらの効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標を将来の地域における農用地の利用に占めるシェアの目標として示すと、概ね次に掲げる程度とするとともに、効率的かつ安定的な農業経営における経営農地の集約化の割合が高まるように努める。
 また、効率的かつ安定的な経営体における経営農地の集約化の割合が高まるように努める。

■ 語句の統一

○ 効率的かつ安定的な農業経営が地域の農用地の利用に占めるシェアの目標

効率的かつ安定的な農業経営が地域の農用地の利用に占めるシェアの目標	備考
95.0%	

2 その他農用地の利用関係の改善に関する事項

本町においては、離農や規模縮小に伴い供給される農用地を認定農業者など効率的かつ安定的な農業経営への利用集積を進めてきており、平成23年3月現在で、認定農業者への農地の集積状況は96.8%となっているが、農業経営者の平均年齢は約55歳と高齢化が進み、後継者のいない農家も多く、今後10年間で農家戸数の大幅な減少が見込まれる。

離農により供給される農用地をいかに認定農業者等への担い手へ集積していくかが課題となってくるが、地域間で担い手農家戸数には格差があり、新規就農者の育成・確保は勿論のこと、法人設立への支援等を推進し、地域農業を支える優れた担い手の育成・確保をするとともに、これらの経営が農業生産の相当部分を担うような農業構造を確保することが重要である。

農用地の利用集積及び面的集積に際し、関係機関及び関係団体の緊密な連携の下、地域の農用地の引き受け手の状況等に応じ、地域の地理的自然的条件、営農類型の特性、農地の保有及び利用状況並びに農業者の意向を踏まえた効率的かつ安定的な農業経営への農地の利用集積及び面的集積の取り組みを推進する。

第4 農業経営基盤強化促進事業に関する事項

町は、北海道が策定した「農業経営基盤強化促進基本方針」の第4「効率的かつ安定的な農業経営を育成するために必要な事項」の農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項に定められた方向に即しつつ、本町農業の地域特性を十分踏まえて、以下の方針に沿って農業経営基盤強化促進事業に積極的に取り組む。

町は、農業経営基盤強化促進事業として、次に掲げる事業を行う。

- ① 利用権設定等促進事業
- ② 農地保有合理化事業の実施を促進する事業
- ③ 農地利用集積円滑化事業の実施を促進する事業
- ④ 農用地利用改善事業の実施を促進する事業
- ⑤ 委託を受けて行う農作業の実施を促進する事業
- ⑥ 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保を促進する事業
- ⑦ その他農業経営基盤の強化を促進するために必要な事業

以下、各個別事業ごとに述べる。

1 利用権設定等促進事業に関する事項

(1) 利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件

- ①～② 【略】

○ 効率的かつ安定的な農業経営が地域の農用地の利用に占めるシェアの目標

効率的かつ安定的な農業経営が地域の農用地の利用に占めるシェアの目標	備考
95.0%	

2 その他農用地の利用関係の改善に関する事項

本町においては、離農や規模縮小に伴い供給される農用地を認定農業者など効率的かつ安定的な農業経営への利用集積を進めてきており、平成23年3月現在で、認定農業者への農地の集積状況は96.8%となっているが、農業経営者の平均年齢は約55歳と高齢化が進み、後継者のいない農家も多く、今後10年間で農家戸数の大幅な減少が見込まれる。

離農により供給される農用地をいかに認定農業者等への担い手へ集積していくかが課題となってくるが、地域間で担い手農家戸数には格差があり、新規就農者の育成・確保は勿論のこと、法人設立への支援等を推進し、地域農業を支える優れた担い手の育成・確保をするとともに、これらの経営が農業生産の相当部分を担うような農業構造を確保することが重要である。

農用地の利用集積及び集約化に際し、関係機関及び関係団体の緊密な連携の下、地域の農用地の引き受け手の状況等に応じ、地域の地理的自然的条件、営農類型の特性、農地の保有及び利用状況並びに農業者の意向を踏まえた効率的かつ安定的な農業経営への農地の利用集積及び集約化の取り組みを推進する。

第5 農業経営基盤強化促進事業に関する事項

町は、北海道が策定した「農業経営基盤強化促進基本方針」の第4「効率的かつ安定的な農業経営を育成するために必要な事項」の農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項に定められた方向に即しつつ、本町農業の地域特性を十分踏まえて、以下の方針に沿って農業経営基盤強化促進事業に積極的に取り組む。

町は、農業経営基盤強化促進事業として、次に掲げる事業を行う。

- ① 利用権設定等促進事業
(削除)
- ② 農地利用集積円滑化事業の実施を促進する事業
- ③ 農用地利用改善事業の実施を促進する事業
- ④ 委託を受けて行う農作業の実施を促進する事業
- ⑤ 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保を促進する事業
- ⑥ その他農業経営基盤の強化を促進するために必要な事業

以下、各個別事業ごとに述べる。

1 利用権設定等促進事業に関する事項

(1) 利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件

- ①～② 【略】

■ 語句の統一

■ 法改正に伴う事業の変更

<p>③ 農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第10条第2項に規定する事業を行う農業協同組合又は農業協同組合連合会が利用権の設定を受ける場合、同法第11条の31第1項第1号に掲げる場合において農業協同組合又は農業協同組合連合会が利用権の設定又は移転を受ける場合、<u>法第4条第2項に規定する農地保有合理化事業を行う農地保有合理化法人又は同条第3項に規定する農地利用集積円滑化事業を行う農地利用集積円滑化団体並びに独立行政法人農業者年金基金法（平成14年法律第127号）附則第6条第1項第2号に掲げる業務を実施する独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定等を受ける場合、農地保有合理化法人、農地利用集積円滑化団体又は独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定等を行う場合には、これらの者が当該事業又は業務の実施に関し定めるところによる。</u></p> <p>④～⑥ 【略】</p> <p>(2) 利用権の設定等の内容 利用権設定等促進事業の実施により、設定（又は移転）される利用権の存続期間（又は残存期間）の基準、借賃の算定基準及び支払い（持分の付与を含む。以下同じ。）の方法、農業経営の受委託の場合の損益の算定基準及び決済の方法その他利用権の条件並びに移転される所有権の移転の対価（現物出資に伴い付与される持分を含む。以下同じ。）の算定基準及び支払いの方法並びに所有権の移転の時期は、別紙2のとおりとする。</p> <p>(3) 開発を伴う場合の措置 ① 町は、開発して農用地又は農業施設用地とすることが適当な土地についての利用権の設定等を行う農用地利用集積計画の作成に当たっては、その利用権の設定等を受ける者（地方公共団体、農地利用集積円滑化団体及び農地保有合理化法人を除く。）から「<u>農業経営基盤強化促進法の運用について</u>」（平成5年8月2日付け5構改B第848号農林水産省構造改善局長通知。以下「<u>運用通知</u>」という。）別記様式第3号に定める様式による開発事業計画を提出させる。</p> <p>② 【略】</p> <p>(4) ～ (12) 【略】</p> <p>(13) 農用地利用集積計画の取消し等 ①～④ 【略】 (新設)</p> <p>2 農地保有合理化事業の実施の促進に関する事項 (1) 町は、道内一円を区域として農地保有合理化事業を行う北海道農業開発公社との連携の下に、普及啓発活動等を行うことによって同公社が行う事業の実施の促進を図る。 (2) 町、農業委員会、農業協同組合は、農地保有合理化法人が行う中間保有、再配分機能を生かした農地保有合理化事業を促進するため、農地保有合理化法人に対し、情報提供、事業の協力を行う者とする。</p> <p>3 農地利用集積円滑化事業の実施の促進に関する事項</p>	<p>② 農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第10条第2項に規定する事業を行う農業協同組合又は農業協同組合連合会が利用権の設定を受ける場合、同法第11条の31第1項第1号に掲げる場合において農業協同組合又は農業協同組合連合会が利用権の設定又は移転を受ける場合、<u>農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第2条第4項に規定する農地中間管理機構、法第4条第3項に規定する農地利用集積円滑化事業を行う農地利用集積円滑化団体並びに独立行政法人農業者年金基金法（平成14年法律第127号）附則第6条第1項第2号に掲げる業務を実施する独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定等を受ける場合若しくは農地中間管理機構、農地利用集積円滑化団体又は独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定等を行う場合には、これらの者が当該事業又は業務の実施に関し定めるところによる。</u></p> <p>④～⑥ 【略】</p> <p>(2) 利用権の設定等の内容 利用権設定等促進事業の実施により、設定（又は移転）される利用権の存続期間（又は残存期間）の基準、借賃の算定基準及び支払い（持分又は株式の付与を含む。以下同じ。）の方法、農業経営の受委託の場合の損益の算定基準及び決済の方法その他利用権の条件並びに移転される所有権の移転の対価（現物出資に伴い付与される持分又は株式を含む。以下同じ。）の算定基準及び支払いの方法並びに所有権の移転の時期は、別紙2のとおりとする。</p> <p>(3) 開発を伴う場合の措置 ① 町は、開発して農用地又は農業施設用地とすることが適当な土地についての利用権の設定等を行う農用地利用集積計画の作成に当たっては、その利用権の設定等を受ける者（地方公共団体、農地利用集積円滑化団体及び農地中間管理機構を除く。）から「<u>農業経営基盤強化促進法の基本要綱</u>」（平成24年5月31日付け24経営第564号農林水産省経営局長通知。以下「<u>基本要綱</u>」という。）様式第7号に定める様式による開発事業計画を提出させる。</p> <p>② 【略】</p> <p>(4) ～ (12) 【略】</p> <p>(13) 農用地利用集積計画の取消し等 ①～④ 【略】 ⑤ <u>農業委員会は、②の規定による取消しがあった場合において、当該農用地の適正かつ効率的な利用が図られないおそれがあると認めるときは、当該農用地の所有者に対し、当該農用地についての利用権設定等のあっせんを働きかけるとともに、必要に応じて農地利用集積円滑化事業、農地中間管理事業、あるいは、農地中間管理機構の特例事業の活用を図るものとする。農業委員会は、所有者がこれらの事業の実施に応じたときは、農地利用集積円滑化団体又は農地中間管理機構に連絡して協力を求めるとともに、連携して農用地の適正かつ効率的な利用の確保に努めるものとする。</u></p> <p>(削除)</p> <p>2 農地利用集積円滑化事業の実施の促進に関する事項</p>	<p>■ 法改正に伴う名称の変更</p> <p>■ 法改正に伴う追加</p> <p>■ 法改正に伴う名称の変更</p> <p>■ 法改正に伴う事業の追加</p> <p>■ 法改正に伴う事業の変更 [中間管理機構が行う特例事業へ変更]</p>
--	--	--

<p>(1) 町は、町の全部又は一部を区域として実施される、権利調整の委任代理・再配分機能を活かして効率的かつ安定的な農業経営に対する<u>農地の面的集積</u>を促進する農地利用集積円滑化事業の実施主体（以下、「農地利用集積円滑化団体」という。）との連携の下に、普及啓発活動等を行うことによって当該事業の実施の促進を図る。</p> <p>(2) 【略】</p> <p>(新設)</p> <p>4～6 【略】</p> <p>(新設)</p>	<p>(1) 町は、町の全部又は一部を区域として実施される、権利調整の委任代理・再配分機能を活かして効率的かつ安定的な農業経営に対する<u>農用地の集約化</u>を促進する農地利用集積円滑化事業の実施主体（以下、「農地利用集積円滑化団体」という。）との連携の下に、普及啓発活動等を行うことによって当該事業の実施の促進を図る。</p> <p>(2) 【略】</p> <p><u>3 農地中間管理機構が行う特例事業に関する事項</u></p> <p><u>(1) 町は、北海道一円を区域として特例事業を行う農地中間管理機構との連携の下に、普及啓発活動等を行うことによって同機構が行う事業の実施の促進を図る。</u></p> <p><u>(2) 町、農業委員会、農業協同組合は、農地中間管理機構が行う中間保有・再配分機能を活かした特例事業を促進するため同機構に対し、情報提供、事業の協力を行うものとする。</u></p> <p>4～6 【略】</p> <p><u>7 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する事項</u></p> <p><u>第1の6（2）に掲げる目標を長期的かつ計画的に達成していくため、地域担い手センターとして定めた町及びその他の関係機関・団体との連携のもと、次の取組を重点的に推進する。</u></p> <p><u>(1) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた取組</u></p> <p><u>① 受入環境の整備</u></p> <p><u>公益財団法人北海道農業公社や農業改良普及センター、農業協同組合などと連携しながら、就農相談会を定期的に開催し、就農希望者に対し、町内での就農に向けた情報（研修、空き家に関する情報等）の提供を行う。また、市内の農業法人や先進農家等と連携して、高校や大学等からの研修やインターンシップの受入れを行う。</u></p> <p><u>② 中長期的な取組</u></p> <p><u>生徒・学生が農業に興味関心を持ち、農業が将来の進路の選択肢の一つとなるよう教育機関や教育委員会と連携しながら、各段階の取組を実施する。具体的には、生産者との交流の場を設けたり、農業体験ができる仕組みをつくることで、農業に関する知見を広められるようにする。</u></p> <p><u>(2) 新たに農業経営を営もうとする青年等の定着に向けた取組</u></p> <p><u>① 農業者に関する情報の共有と一貫した指導支援</u></p> <p><u>町が主体となって農業改良普及センター、農業委員、指導農業士、農業協同組合等と連携・協力して「営農指導カルテ」を作成し、研修や営農指導の時期・内容などの就農前後のフォローアップの状況等を記入・共有しながら、巡回指導の他、年に1回は面接を行うことにより、当該青年等の営農状況を把握し、支援を効率的かつ適切に行うことができる仕組みをつくる。</u></p> <p><u>② 就農初期段階の地域全体でのサポート</u></p> <p><u>新規就農者が地域内で孤立することのないよう、人・農地プランの作成・見直しの話し合いを通じ、地域農業の担い手として当該者を育成する体制を強化する。そのために新規就農者交流会への参加を促すとともに、認定農業者との交流の機会を設ける。また、商工会や農業再生協議会とも連携して、直売所への出荷のためのアドバイスをを行うなどして、生産物の販路の確保を支援する。</u></p> <p><u>③ 経営力の向上に向けた支援</u></p> <p><u>①に掲げる「営農指導カルテ」を活用した指導に限らず、農業改良普及センターによる直売への加入の仲介及び交流の促進、他産業の経営ノウハウを習得できる交流研修等の機会の提供などにより、きめ細やかな支援を実施する。</u></p>	<p>■ 語句の統一</p> <p>■ 法改正に伴う事業の追加 [農地保有合理化事業からの変更]</p> <p>■ 法改正に伴う項目の追加</p>
--	--	---

<p>7 その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項</p> <p>(1) 【略】</p> <p>(2) 推進体制等</p> <p>① 事業推進体制等</p> <p>町は、農業委員会、農業改良普及センター、農業協同組合、土地改良区、農用地利用改善団体、農地利用集積円滑化団体、その他の関係団体と連携しつつ、農業経営基盤強化の促進方策について検討するとともに、今後10年にわたり、第1、第3で掲げた目標や第2の指標で示される効率的かつ安定的な経営の育成に資するための実現方策等について、各関係機関・団体別の行動計画を樹立する。</p> <p>また、このような長期行動計画と併せて、年度別活動計画において当面行うべき対応を各関係機関・団体別に明確化し、関係者が一体となって合意の下に効率的かつ安定的な経営の育成及びこれらへの農用地利用の集積を強力に推進する。</p> <p>② 【略】</p> <p>第5 農地利用集積円滑化事業に関する次に掲げる事項</p> <p>1 農地利用集積円滑化事業を行う者に関する事項</p> <p>町においては、これまで離農者から担い手への農地の集積が図られ、農業生産力が維持されてきたところであるが、経営農地が分散していることにより作業負担が増大し、担い手のさらなる大規模化が阻害されている傾向にある。また、今後10年で高齢化による離農が急速に進行し、農地が大量に供給されることが予測されているところである。</p> <p>このような状況の中で、将来にわたって農地を有効活用し、地域農業を維持・発展させるためには、担い手の経営農地を面的に集積し、農作業の効率化を図ることによって、経営規模の拡大や経営の多角化をより一層促進し、さらなる経営改善を目指していくことが何よりも重要な課題となっている。農地利用集積円滑化事業は、こうした課題を適確に解決しうる者、具体的には、①従来より担い手の育成・確保、担い手への農地の利用集積を促進する取組を行っている、②地域農業とりわけ担い手に関する情報や農地の需給情報に精通している、③農地の出し手や受け手と的確にコミュニケーションを図れる、等の条件を満たす者が実施するものとする。</p> <p>2 農地利用集積円滑化事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準</p>	<p>④ 青年等就農計画作成の促進及び指導と農業経営改善計画作成への誘導</p> <p><u>青年等が就農する地域の人・農地プランとの整合に留意しつつ、本構想に基づく青年等就農計画の作成を促し、青年就農給付金や青年等就農資金、経営体育成支援事業等の国の支援策や道の新規就農関連事業を効果的に活用しながら経営力を高め、確実に定着へと導く。さらに、青年等就農計画の達成が見込まれる者については、引き続き農業経営改善計画の策定を促し、認定農業者へと誘導する。</u></p> <p>(3)関係機関等の役割分担</p> <p><u>就農に向けた情報提供及び就農相談については青年農業者等育成センター、技術や経営ノウハウについての習得については北海道立農業大学校等、就農後の営農指導等フォローアップについては農業改良普及センター、農業協同組合組織、認定農業者や指導農業士等、農地の確保については農業委員会、農地中間管理機構など、各組織が役割を分担しながら各種取組を進める。</u></p> <p>8 その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項</p> <p>(1) 【略】</p> <p>(2) 推進体制等</p> <p>① 事業推進体制等</p> <p>町は、農業委員会、農業改良普及センター、農業協同組合、土地改良区、農用地利用改善団体、農地利用集積円滑化団体、その他の関係団体と連携しつつ、農業経営基盤強化の促進方策について検討するとともに、今後10年にわたり、第1、第4で掲げた目標や第2、第3の指標で示される効率的かつ安定的な経営の育成に資するための実現方策等について、各関係機関・団体別の行動計画を樹立する。</p> <p>また、このような長期行動計画と併せて、年度別活動計画において当面行うべき対応を各関係機関・団体別に明確化し、関係者が一体となって合意の下に効率的かつ安定的な経営の育成及びこれらへの農用地利用の集積を強力に推進する。</p> <p>② 【略】</p> <p>第6 農地利用集積円滑化事業に関する次に掲げる事項</p> <p>1 農地利用集積円滑化事業を行う者に関する事項</p> <p>町においては、これまで離農者から担い手への農地の集積が図られ、農業生産力が維持されてきたところであるが、経営農地が分散していることにより作業負担が増大し、担い手のさらなる大規模化が阻害されている傾向にある。また、今後10年で高齢化による離農が急速に進行し、農地が大量に供給されることが予測されているところである。</p> <p>このような状況の中で、将来にわたって農地を有効活用し、地域農業を維持・発展させるためには、担い手の経営農地を集約化し、農作業の効率化を図ることによって、経営規模の拡大や経営の多角化をより一層促進し、さらなる経営改善を目指していくことが何よりも重要な課題となっている。</p> <p>農地利用集積円滑化事業は、こうした課題を適確に解決しうる者、具体的には、①従来より担い手の育成・確保、担い手への農地の利用集積を促進する取組を行っている、②地域農業とりわけ担い手に関する情報や農地の需給情報に精通している、③農地の出し手や受け手と的確にコミュニケーションを図れる、等の条件を満たす者が実施するものとする。</p> <p>2 農地利用集積円滑化事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準</p>	<p>■ 語句の統一</p>
---	--	----------------

<p>(1) 【略】</p> <p>(2) 町を区分して農地利用集積円滑化事業を実施する場合は、土地の自然的条件、農業者の農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施状況等を考慮し、大字単位とするなど、担い手への<u>農地</u>の面的集積が効率的かつ安定的に図られる、一定のまとまりのある区域を定めるものとする。</p> <p>(3) 【略】</p> <p>3 その他農地利用集積円滑化事業の実施の基準に関する事項</p> <p>(1) 農地利用集積円滑化事業規程の具体的な内容</p> <p>①～④ 【略】</p> <p>⑤ 事業実施が重複するその他の農地利用集積円滑化団体並びに農地保有合理化法人、北海道農業会議、農業委員会等の関係機関及び関係団体との連携に関する事項</p> <p>⑥ 【略】</p> <p>(2) 農地利用集積円滑化事業規程の承認</p> <p>① 【略】</p> <p>②</p> <p>ア～エ 【略】</p> <p>オ 農地利用集積円滑化事業を行うに当たって、事業実施地域が重複する他の農地利用集積円滑化団体並びに農地保有合理化法人、北海道農業会議、農業委員会等の関係機関及び関係団体の適切な連携が図られると認められるものであること。</p> <p>カ～キ 【略】</p> <p>③～⑥ 【略】</p> <p>(3) ～ (5) 【略】</p> <p>(6) 農地所有者代理事業における委任・代理の考え方</p> <p>① 農地所有者代理事業を実施する場合には、農用地の効果的な面的集積を確保する観点から、農用地等の所有者は、委任に係る土地についての貸付け等の相手方を指定することはできない。</p> <p>②～⑤ 【略】</p> <p>(7) ～ (9) 【略】</p> <p>第6 その他</p> <p>別紙1 (第4の1(1)⑤関係) 【略】</p> <p>別紙2 (第4の1(2)関係) I～III 【略】</p> <p>IV 所有権の移転を受ける場合</p>	<p>(1) 【略】</p> <p>(2) 町を区分して農地利用集積円滑化事業を実施する場合は、土地の自然的条件、農業者の農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施状況等を考慮し、大字単位とするなど、担い手への<u>農用地</u>の集約化が効率的かつ安定的に図られる、一定のまとまりのある区域を定めるものとする。</p> <p>(3) 【略】</p> <p>3 その他農地利用集積円滑化事業の実施の基準に関する事項</p> <p>(1) 農地利用集積円滑化事業規程の具体的な内容</p> <p>①～④ 【略】</p> <p>⑤ 事業実施が重複するその他の農地利用集積円滑化団体並びに<u>農地中間管理機構</u>、北海道農業会議、農業委員会等の関係機関及び関係団体との連携に関する事項</p> <p>⑥ 【略】</p> <p>(2) 農地利用集積円滑化事業規程の承認</p> <p>① 【略】</p> <p>②</p> <p>ア～エ 【略】</p> <p>オ 農地利用集積円滑化事業を行うに当たって、事業実施地域が重複する他の農地利用集積円滑化団体並びに<u>農地中間管理機構</u>、北海道農業会議、農業委員会等の関係機関及び関係団体の適切な連携が図られると認められるものであること。</p> <p>カ～キ 【略】</p> <p>③～⑥ 【略】</p> <p>(3) ～ (5) 【略】</p> <p>(6) 農地所有者代理事業における委任・代理の考え方</p> <p>① 農地所有者代理事業を実施する場合には、農用地の効果的な集約化を確保する観点から、農用地等の所有者は、委任に係る土地についての貸付け等の相手方を指定することはできない。</p> <p>②～⑤ 【略】</p> <p>(7) ～ (9) 【略】</p> <p>第7 その他</p> <p>別紙1 (第5の1(1)⑥関係) 【略】</p> <p>別紙2 (第5の1(2)関係) I～III 【略】</p> <p>IV 所有権の移転を受ける場合</p>	<p>■ 語句の統一</p> <p>■ 法改正に伴う名称の変更</p> <p>■ 法改正に伴う名称の変更</p> <p>■ 語句の統一</p>
--	---	---

① 対価の算定基準	② 対価の支払方法	所有権の移転の時期	① 対価の算定基準	② 対価の支払方法	所有権の移転の時期	
<p>土地の種類及び農業上の利用目的毎にそれぞれ近傍類似の土地の通常取引（農地転用のために農地を売却した者が、その農地に代わるべき農地の所有権を取得するため高額の対価により行う取引その他特殊な事情の下で行われる取引を除く。）の価額に比準して算定される額を基準とし、その生産力等を勘案して算定する。</p>	<p>農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払期限までに所有権の移転を受ける者が所有権の移転を行う者の指定する農業協同組合等の金融機関の口座に振り込むことにより、又は所有権の移転を行う者の住所に持参して支払うものとする。</p>	<p>農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払期限までに対価の全部の支払いが行われたときは、当該農用地利用集積計画に定める所有権の移転の時期に所有権は移転し、対価の支払期限までに対価の全部の支払いが行われないときは、当該所有権の移転に係る農用地利用集積計画に基づく法律関係は失効するものとする。</p> <p>なお、農業者年金基金又は農地保有合理化法人が所有権の移転を行う場合の取扱いについては、それぞれの定めるところによるものとする。</p>	<p>土地の種類及び農業上の利用目的毎にそれぞれ近傍類似の土地の通常取引（農地転用のために農地を売却した者が、その農地に代わるべき農地の所有権を取得するため高額の対価により行う取引その他特殊な事情の下で行われる取引を除く。）の価額に比準して算定される額を基準とし、その生産力等を勘案して算定する。</p>	<p>農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払期限までに所有権の移転を受ける者が所有権の移転を行う者の指定する農業協同組合等の金融機関の口座に振り込むことにより、又は所有権の移転を行う者の住所に持参して支払うものとする。</p>	<p>農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払期限までに対価の全部の支払いが行われたときは、当該農用地利用集積計画に定める所有権の移転の時期に所有権は移転し、対価の支払期限までに対価の全部の支払いが行われないときは、当該所有権の移転に係る農用地利用集積計画に基づく法律関係は失効するものとする。</p> <p>なお、農業者年金基金又は農地中間管理機構が所有権の移転を行う場合の取扱いについては、それぞれの定めるところによるものとする。</p>	<p>■ 法改正に伴う名称の変更</p>